二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字石工迫一八一六、一八二七の一、一八二七の二、字尻深一八三九の一、一八三九の二、一八四五の一、一八四六、一八四七、一八四八の一から一八四八の三まで、字鰻渕一八六七、一八七〇、一八七三の一、大字東上四二〇・四三〇・四三一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びにうきは市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月二十二日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町水海二〇〇字大谷山五の一から五の三まで、九の一から九の三まで、一一の一、一一の三、一六の一、一九の一、一九の二、二二、二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、三四の一、三五、二〇一字郷ケ谷一、二の一、二の二、三の一から三の六まで、二〇二字盲山一の一、八の一、一〇の一から一〇の三まで、一一の一、一三の一、一三の二、一四の一から一四の三まで、一六の一から一六の四まで、一七の一から一七の四まで、一八の一から一八の三まで、一九の一から一九の三まで、二〇の一から二〇の三まで、二一の一、二一の二、二二の一、二二の二、二三の一、二三の二、二五の三、二六の三、三〇の一、三〇の二、三二の一、三二の二、二二五字一、二〇三字北谷平一の一、一の二、二の一、二の二、三、四、五の一から五の四まで、一五の一、一五の二、一七の一から一七の三まで、一八の二、一九の一、一九の二、二四、二五、二六の二、二七の一、二七の二、三〇、三一の一、三一の二、三二、三三、三四の一、三四の二、三六の一、三六の二、三九、四〇の一、四〇の二、四一、四三、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六の一、四六の二、四八、四九、五一の一、五一の二、二〇四字田ノ尻平七、二〇五字下岳一、五、七、一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の二、一三、一四の一から一四の三まで、一六の一、一六の二、一七、一八の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇、二一、二二の一から二二の四まで、二〇六字花釣南一の一、一の二、二の一から二の四まで、二の一〇、三の一、三の二、九の一から九の三まで、一二の一、一二の二、一三から一五まで、二〇七字南谷山一一、二〇八字中山一の一、一の二、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、五の一、五の二、一〇の一、一〇の二、一二の一から一二の三まで、一三の一、一四の三、一四の七、一五の一、一五の二、二〇九字足谷一の二から一の五まで、二の一、二の二、二一〇字桐ノ木一の一、一の二、四の一、四の二、五の一、五の二、八の一、九、二二四字部子山一の二、三の一、三の二、四の一、四の二、七の一、八、二三、二五の三八、二二六字強谷三の一、三の二、二二七字戸金平一の一、二の一、三の二、四の二、七の一、七の二、八の一から八の三まで、九の一、九の二、一一の二、一二の三、一五の一から一五の四まで、一六の一、一七の一、二一八字西郷郎二の六、二一九字荒谷六の一、六の二、八の一、八の二、九、一〇、二二の一、二二の二、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二二一字西桂谷六の一、六の二、二三三字東穴原二の一、二の二、三の一、三の二、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一八、二〇、二七の二、三二の一、二の二、四の一、四の二、八の三から八の五まで、一一、一三の一、一三の二、一六、二二四字小宮谷山一の一、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、一〇の一、一〇の二、一一、二六、二八、二九の一、二九の二、三〇の一、三二の一、三二の二、二二五字中谷上二の一、二の二、三の一、三の二、七の一、七の二、八の一から八の三まで、一六の一、一六の二、一一、一二の一、一二の二、月ケ瀬六九字神明谷一四

二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月二十二日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　岩手県遠野市小友町四九地割二一八の二、二二一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月二十二日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　岩手県遠野市小友町四六地割二一一の三から二一一の五まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月二十二日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市浅岸字大志田川一〇の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）